

行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 205 号
平成 31 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・2018年12月20日に開催された、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 議事録 ・2018年12月20日に開催された、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 傍聴者に配布されなかった資料
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在的のため非公開とします。 ※今回請求のあった「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 議事録」は、今後作成する予定のため、一年以内に当該行政文書の内容の全部又は一部について公開が可能となる予定です。公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

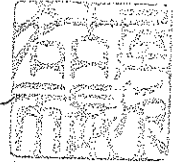
行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 198 号
平成 31 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・2018年12月28日に開催された、特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議(第2回) 議事録
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。 ※今回非公開とした『2018年12月28日に開催された、特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議(第2回) 議事録』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

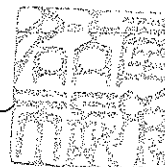
行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 197 号
平成 31 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2018年11月16日に開催された、特別史跡名古屋城跡バリアフリー説明会(第2回) 議事録
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。 ※今回非公開とした『2018年11月16日に開催された、特別史跡名古屋城跡バリアフリー説明会(第2回) 議事録』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第 4号様式 (第 4条関係)

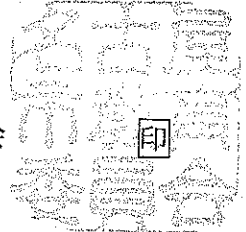
行政文書非公開決定通知書

30 教文 285 号
平成 31 年 2 月 8 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書
公開しない理由	請求内容に該当する行政文書は取得又は作成されておらず、文書が存在しないため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。